

【目標値・進行管理指標に関する内容】

No.	意見	対応
1	目標指標を進行管理指標に変更することについて、概要版にも進行管理指標を記載した方が分かりやすい。(専門委員会議)	これまでの28項目の目標指標を整理し、新たに11項目の「進行管理指標」として整理し、概要版にも記載しました(概要版P2)

【サーキュラーエコノミーに関する内容】

No.	意見	対応
2	環境配慮設計やCEコマースについて、川上・川下の産業間の繋がりがや仕組みづくりを含めて広義に捉えた内容で記載していただきたい。(専門委員会議)	環境配慮設計に関して、ライフサイクル全体での最適化及び地域資源循環モデル構築の推進について記載しました(本編P31)。
3	環境配慮設計に基づく製品の受け皿となる利用・販売側への支援も盛り込んでいただきたい。(専門委員会議)	グリーン製品の販促支援、公共事業への活用拡大について記載しました(本編P32, 37)。
4	本県の特徴ある循環施策等があれば教えていただきたい。(環境審議会)	廃漁網や牡蠣殻に関する資源循環のコラムを記載しました(本編P38)。
5	本県の特徴ある廃棄物の資源循環の取組があれば教えていただきたい。(専門委員会議)	

【食品ロスの削減推進に関する内容】

No.	意見	対応
6	未利用や規格外の農林水産物の活用支援など上流側の廃棄削減も重要。県独自の視点として、食ロスの定義には含まれない取組についても計画に記載すべき。(専門委員会議)	農林水産物の規格外品の利活用に関するコラムを記載しました(本編P44)。

【廃棄物の適正処理に関する内容】

No.	法改正の内容	対応
7	廃棄物処理法の規制対象外である金属スクラップ等を取り扱うヤードについて、使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業者に対する許可制度等を創設する廃棄物処理法の改正が行われた。	廃棄物処理法改正に伴う県の対応を記載しました(本編P48)。

【ごみ処理長期広域化・集約化に関する内容】

No.	意見	対応
8	市町村間の調整において、県はどこまで主体的に関与して進めていくのか、それとも調整の場を提供する程度にとどまるのか、県のスタンスを教えていただきたい。(環境審議会)	広域化・集約化について、市町村の主体的判断に委ねられることを明記した上で、県としては、協議の場の設定、広域的な調整、技術的助言及び交付金の活用支援等を実施していくことを記載しました(本編P50, 51)。
9	自治体としては広域化の推進の判断は各市町村の主体性に委ねられるべきであるとする。(市町村からの意見)	
10	ごみ処理の広域化等に伴うごみ処理停止リスクに備え、持続的な処理体制を確保するため、県には既存施設の相互活用に向けた主体的な広域調整や関係機関との連携、必要な支援に取り組む旨を計画へ明記してほしい。(市町村からの意見)	ごみ処理施設の事業継続性の確保の観点から、自治体間における相互支援体制の構築を推進していくことを記載しました(本編P51)。
11	施設の老朽化対策としての広域化は一選択肢であるものの、地理的特性や災害リスクを無視した集約化は処理体制の脆弱化につながるおそれがあるとする。(市町村からの意見)	協議にあたり、各地域の実情や課題、施設の更新時期、地理的条件及び災害リスク等の物理的制約やコストを十分に考慮しながら検討を進めることを記載しました(本編P51)。
12	施設の更新時期を踏まえると、県計画で示した将来的な施設数目標の達成は難しいと考える。(市町村からの意見)	既存施設の相互活用や延命化等を含む段階的な対応、民間委託等についても協議の対象とし、関係市町村等の意向を確認しながら議論を進めることことを記載しました(本編P51)。